

船舶事故調査報告書

平成25年1月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年10月23日（日） 08時30分ごろ
発生場所	香川県高松市女木島 ^{めぎ} 北西方沖 高松市所在の男木港 ^{おぎ} 一文字防波堤灯台から真方位195° 1,300m付近 (概位 北緯34° 24.5′ 東経134° 03.0′)
事故調査の経過	平成23年11月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ^{せんしゅう} 千秀丸、4.0トン KA3-30714（漁船登録番号）、個人所有 10.40m (Lr) × 2.62m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、253kW、昭和61年6月 B プレジャーボート さくら、5トン未満 280-34493香川、個人所有 5.60m (Lr) × 2.04m × 0.94m、FRP ガソリン機関、44kW、平成11年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 46歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成1年7月19日 免許証交付日 平成19年11月12日 (平成24年11月11日まで有効) B 船長B 男性 60歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年9月29日 免許証交付日 平成22年3月8日 (平成27年9月28日まで有効)
死傷者等	A 軽傷 2人（釣り客） B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 左舷船尾部に亀裂
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、女木島北岸

	<p>に向けて約16～17ノットの速力で手動操舵により北東進した。</p> <p>船長Aは、平成23年10月23日08時27分ごろ漂泊中のプレジャーボートを左転して避航した後、右転して女木島北方沖に向けて航行したが、船首が浮上して船首方に死角を生じていたものの、プレジャーボートを避航した際、前路に他船を視認しなかったため他船はいないものと思い、船首死角を補う措置を採らずに航行中、08時30分ごろA船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、女木島北西方沖で船首からパラシュートアンカーを投入し、船首をほぼ西方に向けて漂泊した。</p> <p>船長Bは、釣りの準備をしていたとき、機関音を聞いて左舷船首方約120mの所に接近するA船を初認し、A船がB船を避航するものと思っていたところ、接近するので立ち上がって両手を振って大声で叫んだものの、B船とA船とが衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>B船は、音響信号設備はなく、笛を有していたが、船長Bは笛を鳴らす余裕がなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、女木島西方沖を北東進中、船長Aが、船首の浮上による船首死角を生じていたものの、プレジャーボートを避航した際、前路に他船を認めなかったため他船はいないものと思い込み、船首死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に向けて航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、女木島北西方沖で漂泊中、船長Bが、機関音を聞いて左舷船首方約120mの所に接近するA船を初認し、A船がB船を避航するものと思っていたところ、接近するので立ち上がって両手を振って大声で叫んだものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、音響信号設備はなく、笛を有していたが船長Bは笛を鳴らす余裕がなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、女木島北西方沖において、A船が北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首死角を生じていたものの、船首死角を補う見張りを行っていなかったため、A船がB船に向けて航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、錨泊中を問わず、常時適切な見張りを行うこと。